別添四十一の七・三・一・四・ロ「ＮＲＴＣモード試験中及びディーゼル特殊自動車８モード試験における各モードの終わりのガス状排出物のサンプリング期間中、ガス分析計の測定レンジは」を「ディスクリート試験サイクルのモード毎に行うサンプリング期間中、ディーゼル特殊自動車８モード法（ＲＭＣ試験サイクルにより実施するものに限る。）の全試験サイクル期間中及びＮＲＴＣモード法の全試験サイクル期間中は、ガス分析計の測定レンジを」に、「Ｃ１」を「C_1」に改める。

別添四十一の七・三・二・一・ロ「ディーゼル特殊自動車８モード試験」を「ディーゼル特殊自動車８モード法（ディスクリート試験サイクルにより実施するものに限る。）」に改める。

別添四十一の七・四・一・を次のように改める。

7.4.1.　ディーゼル特殊自動車８モード法

ディーゼル特殊自動車８モード法は、エンジン製造者の仕様に基づき、暖機運転されたエンジンで測定するものとし、別紙１に定めるディスクリート試験サイクル又はＲＭＣ試験サイクルにより実施するものとする。

別添四十一の七・四・一・の次に次を加える。

7.4.1.1.　ディスクリート試験サイクル

ディスクリート試験サイクルは、別紙１の1.に定めるものとする。

7.4.1.2.　ＲＭＣ試験サイクル

ＲＭＣ試験サイクルは、7.8.2.1.に基づきエンジンを始動し、暖機を行った上で、排出物の測定を開始する暖機状態での試験サイクルである。試験サイクル中、エンジンの制御については、試験室の制御装置で連続的に行うものとし、ガス状排出物及び粒子状排出物の測定及びサンプリングについては、ＮＲＴＣモード法と同様に試験サイクル中に連続的に行うものとする。

モード間の移行の際のエンジン回転速度及び負荷については、20±１秒間で直線的に行うものとする。モード間の移行に係る時間は、新たなモード（最初のモードを含む。）の一部として扱うものとする。

別添四十一の七・四・二・ロ「基準ＮＲＴＣモード」を「基準ＮＲＴＣモード法の試験サイクル」に、「正規化されたＮＲＴＣモード」を「正規化されたＮＲＴＣモード法の試験サイクル」に、「ＮＲＴＣモード法は、２」を「ＮＲＴＣモード法による試験は、２」に、「7.8.2.」を「7.8.3.」に改める。

別添四十一の七・五・(ｴ)ロ「サンプリング期間中（」の下に「ディーゼル特殊自動車８モード法（ＲＭＣ試験サイクルにより実施するものに限る。）及び」を加える。

別添四十一の七・五・一・二・(b)ロ「7.8.2.」を「7.8.3.」に、同別添四十一の七・五・一・二・(c)ロ「ディーゼル特殊自動車８モード試験」を「ディーゼル特殊自動車８モード法」に、「ただし」を「一方」に改める。

別添四十一の七・七・一・ロ「ディーゼル特殊自動車８モード試験サイクル」を「ディーゼル特殊自動車８モード法の試験サイクル」に改め、「算出するものとする。」の下に「排出物試験には、」を加え、「を定格回転速度として明示するものとする。」を「を用いるものとする。ただし、算出した逆正規化回転速度（n_{denorm}）がエンジン製造者の申告する逆正規化回転速度の±2.5%以内であった場合にあっては、エンジン製造者の申告する逆正規化回転速度（n_{denorm}）を排出物試験に用いることができる。この場合において、算出した逆正規化回転速度（n_{denorm}）を明示するものとする。」に、「3.1.27.」を「3.1.26.」に、「試験モード」を「試験サイクル」に、「$S=\left((P_{max}+P_{AUX})\cdot\frac{L}{100}\right)-P_{AUX}$」を「$S=\left((P_{max}+P_{AUX})\cdot\frac{L}{100}\right)-P_{AUX}$」に改める。

別添四十一の七・七・二・一・ロ「3.1.25.」を「3.1.24.」に、「3.1.29.」を「3.1.28.」に改める。

別添四十一の七・八・一・を次のように改める。

7.8.1.　ディーゼル特殊自動車８モード法（ディスクリート試験サイクルにより実施するものに限る。）

別添四十一の七・八・一・一・ロ「ディーゼル特殊自動車８モード試験サイクルのための」を削り、「温度（冷却水及び潤滑油）」を「冷却液及び潤滑油の温度」に改める。

別添四十一の七・八・一・二・ロ「ディーゼル特殊自動車８モード試験サイクル」を「試験サイクル」に改める。

別添四十一の七・八・一・三・ロ「ディーゼル特殊自動車８モード試験サイクル」を「ディスクリート試験サイクル」に改める。

別添四十一の七・八・三・から七・八・三・三・までを削り、同別添七・八・二・五・ロ「フィーバック値」を「フィードバック値」に、「表7.1」を「表7.2」に、「表7.2」を「表7.3」に、「削除」を「除外」に、同別添七・八・二・五・の表７・３ロ「n_{ref}＝０％」を「$n_{ref}=n_{idle}$」に改め、同別添七・八・二・五・を同別添七・八・三・五・とし、同別添七・八・二・四・を同別添七・八・三・四・とし、同別添七・八・二・三・ロ「ＮＲＴＣ試験サイクル」を「ＮＲＴＣモード法の試験サイクル」に改め、同別添七・八・二・三・を同別添七・八・三・三・とし、同別添七・八・二・二・ロ「ＮＲＴＣ試験サイクル」を「ＮＲＴＣモード法の試験サイクル」に改め、同別添七・八・二・二・を同別添七・八・三・二・とし、同別添七・八・二・一・ロ「ＮＲＴＣモード運転」を「ＮＲＴＣモード法の試験サイクルの運転」に、「ＮＲＴＣモード試験」を「ＮＲＴＣモード法の試験サイクル」に改め、同別添七・八・二・一・を同別添七・八・三・一・とし、同別添七・八・二・ロ「ＮＲＴＣモード試験」及び「ＮＲＴＣモード試験サイクル」を「ＮＲＴＣモード法」に改め、同別添七・八・二・を同別添七・八・三・とし、同別添七・八・三・の前に次を加える。

7.8.2.　ディーゼル特殊自動車８モード法（ＲＭＣ試験サイクルにより実施するものに限る。）

7.8.2.1.　エンジンの暖機運転

ディーゼル特殊自動車８モード法（ＲＭＣ試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験サイクルを開始する前に、エンジンの冷却液及び潤滑油の温度が安定するまで正規化回転速度50%及び正規化トルク50%で暖機運転するものとする。暖機運転終了後、直ちにＲＭＣ試験サイクルの最初のモードまでエンジンの回転速度及びトルクを20±１秒間で直線的に移行させるとともに、当該移行の後５秒から10秒の間に測定を開始するものとする。

7.8.2.2.　試験サイクルの実施

別紙１の２.に定めるＲＭＣ試験サイクルに従ってディーゼル特殊自動車８モード法（ＲＭＣ試験サイクルにより実施するものに限る。）による試験を実施するものとする。別紙１の２.表のモード時間に基づき、エンジンを運転させることとし、モード間の移行は、20±１秒間で7.8.2.4.に定める許容範囲を超えることなく直線的に行うものとする。

試験中は、回転速度及びトルクの生成の周波数１Hz以上とし、これを試験サイクル実施に当たって用いることとするとともに、モード間の移行にあっては、逆正規化した基準回転速度及びトルクを直線的に行うものとする。この場合において、正規化基準トルクをモード間で直線的に移行させ、その後に逆正規化してはならない。ただし、直線的に移行させた場合にエンジンの回転速度及びトルクがエンジンの最大トルク曲線を超えるときは、基準トルクを入力して制御指令を出し続ければよいこととする。

各排出ガスの濃度の測定及びＰＭのサンプリングは、試験サイクル全体（各モード中及びモード間の移行を含む。）を通して行うものとする。

排出ガスの濃度の測定にあっては、希釈しない状態又は希釈した状態で測定することができ、その測定結果を連続的に記録するものとし、希釈した場合にあっては、サンプリングバッグにサンプリングすることができるものとする。

ＰＭのサンプリングは、調整された清浄な空気で希釈した上で行い、全試験手順を通じて１つのサンプルを取り、１枚のＰＭサンプリングフィルタ上に捕集するものとする。

排出率の算出に用いる実サイクル仕事量については、試験サイクル全体を通して実際のエンジン出力を積算し算出するものとする。